



薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 共有すべき事例

2021年
No.9
事例3

疑義照会・処方医への情報提供

処方医への不適切な情報提供（検査前の休薬）



事例

【事例の詳細】

エクメット配合錠HDを服用している患者が医療機関に行く前に薬局へ立ち寄り、脳梗塞の疑いがあるため造影剤を使用するMRI検査を受けることを薬剤師に話した。薬剤師は、造影剤を使用する検査であれば検査前後にエクメット配合錠HDの服用を中止する必要があると考えたが、医療機関からは服用中止の指示はなかった。薬剤師は患者のお薬手帳にコメントを記載してエクメット配合錠HDの添付文書を読み、検査前に医師に見せるように患者に説明した。検査は直前に中止され、延期になった。

【推定される要因】

医療機関はお薬手帳を確認したようだが、エクメット配合錠HDがメトホルミン製剤であると気付かなかった可能性がある。

【薬局での取り組み】

薬剤を交付する際、患者から検査等の情報を積極的に収集する。

<注意>MRI検査で使用される造影剤はヨード造影剤ではないため、MRI検査の前後にメトホルミン製剤の投与を中止する必要はありません。（薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 追記）



その他の情報

エクメット配合錠LD/H（ビルダグリプチン/メトホルミン塩酸塩配合錠）の添付文書（一部抜粋）

8. 重要な基本的注意

8.2.4 ヨード造影剤を用いて検査を行う患者においては、本剤の有効成分であるメトホルミンの併用により乳酸アシドーシスを起こすことがあるので、検査前は本剤の投与を一時的に中止すること（ただし、緊急に検査を行う必要がある場合を除く）。ヨード造影剤投与後48時間は本剤の投与を再開しないこと。なお、投与再開時には、患者の状態に注意すること。



事例のポイント

- 脳・脊髄のMRI検査で使用する造影剤はガドリニウム造影剤であり、ヨード造影剤とは異なるため、検査の前後にメトホルミン製剤を中止する必要はない。
- 本事業には、メトホルミン製剤を服用中の患者から造影剤を使用するMRI検査の実施予定を聴取し、薬局から医療機関へ休薬に関する誤った情報を提供した結果、不要な休薬を行うことになった事例も複数報告されている。
- 誤った情報により、本来受けられたはずの必要な検査が延期になることや薬剤の不要な中断は、患者にとって不利益である。薬剤師は、検査前後に休薬が必要な薬剤に関する情報を正しく理解したうえで、処方医や医療機関に情報を提供することが重要である。
- 安全に検査を行うためには、検査前後に休薬が必要な薬剤を適切に管理する必要があるが、休薬に関する対応は医療機関により異なることがあるため、医療機関と薬局が連携して情報を共有する取り組みが望まれる。
- 本事業部が運営している医療事故情報収集等事業は、2018年6月に公表した第53回報告書で、「ヨード造影剤使用時のピグアナイド系経口血糖降下剤の休薬に関連した事例」を取り上げている。
https://www.med-safe.jp/pdf/report_2018_1_T003.pdf



公益財団法人 日本医療機能評価機構
医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル
電話：03-5217-0281（直通） FAX：03-5217-0253（直通）
<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。